

平成24年度税制改正(地方税)における政策評価の活用について(総務省自治税務局)

1. 各省庁から提出された政策評価資料の概要

- 税制改正要望に当たっては、従来より、要望書において当該要望に係る改正による効果、増減収額等についての記載を各省庁にお願いしてきた。
- 平成23年度税制改正要望から、要望書において「政策目的」、「施策の必要性」、「合理性（「政策体系における政策目的の位置づけ」、「政策目標の達成状況」）」、「有効性」、「相当性」、「前回要望時の達成目標」及び「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」等を具体的に記載することとし、平成24年度税制改正においても、引き続き、各省庁に対し、同様の様式による要望書の提出をお願いしている。
- さらに、各省庁から提出された要望書については、透明性の向上を図る観点から、平成17年度から平成20年度まで要望書を総務省ホームページに公表していたところ。平成21年度からは、内閣府のホームページに国税分とあわせて一元的に掲載している。

2. 政策評価資料の活用状況

- 各省庁から提出された要望書の内容については、計数的な指標等を用いて具体的に示すことをお願いしているところであるが、今後、政府全体における政策評価の実施状況等を見極めつつ、要望書の様式や活用方法につき、引き続き検討する必要があると認識している。
- 平成24年度税制改正においては、要望書に記載された上記項目の内容を活用して、税負担軽減措置等の政策目的・効果や政策手段としての適正性等を検証し、既存の税負担軽減措置等の見直しを行った結果、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）においては、15項目の廃止・縮減を行うこととされた。
- 税負担軽減措置等については、今後も常にその目的や効果を十分に検証し、その見直しを行い、整理・合理化を進める必要があると認識している。

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業投資促進税制の拡充・延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除</p> <p>・ 特例措置の内容 器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第10条の3、第42条の6において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収見込額	(初年度) ▲977.1 (▲58,100) (平年度) ▲977.1 (▲58,100) (単位: 百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備や ICT 化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱な中小企業においては、新規事業に取り組む意欲と技術力を有していても、十分な資金を充当できず、機動的な設備投資に遅れが見られる。他方、中小企業は、我が国の構造改革を担う雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を活発化させ、生産性の向上を促進していくことが我が国経済の持続的な成長のために重要な課題である。 我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復と言える状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。 他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。 厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	7-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進					
	政策の達成目標	中小企業における機械装置・ICT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標をすべて満たすことを目標とする。 ① 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ② 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③ 生産・営業用設備DI（DI＝「過剰」－「不足」） ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。					
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日～同26年3月31日（2年間）					
	同上の期間中の達成目標	本税制措置の適用期間中における中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。					
	政策目標の達成状況	平成16年（2004年）以降、平成20年（2008年）第Ⅲ四半期まで設備投資は、堅調に推移（企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移）。しかし、平成20年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み（稼働率の低下）により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっていたが、直近の数字を見ると若干の回復が見られる。 （全省庁ベース）					

年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI		
18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5
	II	65.4		30.6		1	
	III	67.5		31		1	
	IV	71.3		31.3		0	
19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲1	年間 平均値 0.5
	II	71.6		29.8		0	
	III	69.9		27.1		2	
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5
	II	71.8		24.5		4	
	III	71.9		26.3		5	
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間 平均値 58.8	19.3	年間 平均値 19.6	18	年間 平均値 18.5
	II	62.2		18.9		20	
	III	55.8		19.3		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間 平均値 53.1	21.6	年間 平均値 23.5	13	年間 平均値 10.5
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1		24.9		9	
	IV	55.2		25.2		8	

有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) (全省庁ベース) 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼすべての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>実際、下記のとおり本税制措置は、中小企業に幅広く利用されており、中小企業の資金繰りやキャッシュフローの改善による再投資拡大に大きく寄与している。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、一定の要件を満たし、かつ、対象者が限られる補助金や財投と異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり対象者を特定しない税制措置による支援が効果的かつ効率的である。あらかじめ用途を限定した補助金等と異なり、個々の中小企業の状況に応じた経営戦略や創意工夫によって、税制の利用によって生まれた余剰資金を再投資資金や運転資金等に活用させ、より積極的で効率的な経営を促す効果も期待される。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p>
	ページ	7-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去5年間の減収額試算（全省庁ベース）</p> <p>平成18年度 2,110億円 平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円（出典：財務省による試算）</p> <p>平成21年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人であり、幅広く使われていることが伺える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別償却利用法人：14,086 税額控除利用法人：16,889 <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況（中小企業庁アンケート調査）を見ても、以下のとおり想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1" data-bbox="381 645 1281 804"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>サービス業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>運輸業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																				
割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5																				
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																				
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																				
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある（注1）。これを基にマクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は789億円となり（注2）、これによるGDP押し上げ効果は915億円、各産業への生産誘発効果は1,750億円、雇用誘発効果は12,466人と試算される（注3）。</p> <p>（※上記の試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。）</p> <p>（注1） 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。</p> <p>（注2） 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。</p> <p>（注3） GDP押し上げ効果の算出に当たっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた（複数のモデルの平均値を採用）。生産誘発額については、GDP押し上げ効果（金額）を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す（2年間で10%ポイントの向上）</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>税制による投資の下支え効果もあって、中小企業の設備投資は堅調に推移してきたものの、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化し、我が国経済全体として設備投資が急減しているため、目標に達していない。</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月までの適用期間延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月までの適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p>																								

平成 20 年度	2 年間の延長（平成 22 年 3 月までの適用期間の延長）
平成 22 年度	2 年間の延長（平成 24 年 3 月までの適用期間の延長）

ページ